

■ 従業者証明書について

お申込の際、宅地建物取引業法第48条に基づく【従業者証明書】のコピー(画像)をご提出いただく必要があります。
 【従業者証明書】は宅建業に従事されていることを証明するもので、宅建業者が従業者に携帯を義務付けているものです。
 【従業者証明書】がお手元にない方・不備がある方はお申しいただけません。
 下記をご確認いただき、不備がないか必ずチェックのうえ、お申込ください。

【拡大Sample】 宅建業法施行規則第17条 様式第8号参照

<縦サイズ> 5.392cm ~ 5.403cm (2023年4月撮影) 【写真】 <撮影年月> をご記入ください。 商号又は名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名	従業者証明書		
	従業者氏名	従業者証明書番号	現在従事している本店・支店等の【名称】及び【所在地】の記載が必要です。
	業務に従事する事務所の名称及び所在地	この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。	<マンション管理業> <建設業> 等の従業者証明書ではご受講いただけません。
	証明書有効期間	免許証番号	【証明書有効期間】は5年以下でなければなりません。開始日・終了日を必ず記載してください。
	商号又は名称	代表取締役	
	主たる事務所の所在地		
	代表者氏名		

<横サイズ> 8.547cm ~ 8.572cm

⚠ 以下に該当する場合は不備と判断し、再提出をお願いすることがあります。

- ・①～⑩の記載事項・①につき、漏れや不備がある場合。
- ・証明書有効期間が、登録講習申込日～受講修了日（修了試験実施日）を含んでいない場合。（⑥）
 ※登録講習受講期間中に証明書有効期間が満了となる場合は、新たに従業者証明書コピー（画像）をご提出ください。
- ・顔写真の貼付および撮影年月の記載がない場合。（①）

■ 従業者証明書の発行対象者について

「宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方」（平成18年国土交通省告示第702号）において、以下のとおりとしています。

第48条第1項関係

従業者証明書の携帯について

従業者であることを表示する方法は証明書による方法に統一することとする。この従業者証明書を携帯させるべき者の範囲は、代表者（いわゆる社長）を含み、かつ、「法第31条の3第1項で定める従事者の範囲」の定めるところに、非常勤の役員、単に一時的に事務の補助をする者を加えるものとする。単に一時的に業務に従事するものに携帯させる証明書の有効期間については、他の者と異なり、業務に従事する期間に限って発行することとする。また、従業者証明書を発行した者については、すべて従業者名簿に記載するとともに、従業者証明書を携帯していない者が業務に従事することのないよう、すべての者が携帯することとする。

※この「法第31条の3第1項で定める従業者の範囲」は、宅建業者の代表者、取締役等の役員（ただし、常勤に限り、非常勤は除く。）、営業に従事する者、宅建業の一般管理部門に所属する者（総務、人事、経理担当者等）、補助的な事務に従事する者（受付等）も含まれる。監査役は業務に従事することはできない（会社法335条2項）ため、業務従事者に含まれない。と解釈されています。